

## 大北地域医療推進会議設置要綱（改正案）

（趣旨）

第1 大北2次医療圏における医療の現状と課題及びこれからの医療のあり方（3次保健医療圏との連携を含む。）並びに長野県保健医療計画の策定及び推進、評価に係る協議をする場として、大北地域包括医療協議会に大北地域医療推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（審議事項等）

第2 推進会議は、次の事項について審議、検討するものとする。

- （1）大北2次保健医療圏における医療提供体制の現状と課題に関する事
- （2）大北2次保健医療圏における医療提供の今後の方向性に関する事
- （3）地域医療連携（病病連携、病診連携）に関する事
- （4）大北医療圏と3次医療圏等との連携強化に関する事
- （5）長野県保健医療計画における大北医療圏の推進と評価に関する事
- （6）長野県地域医療構想（大北医療圏）の推進及び見直しに関する事項
- （7）その他医療に関する事で特に必要と認める事項

（委員等の構成）

第3 本会議は、県、市町村、広域連合、医師会等、保健衛生に関係する者をもって構成する。

- 2 委員長は、大北地域包括医療協議会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名するものとし、委員長を補佐する。
- 4 委員は、別表1のとおりとする。
- 5 会議に別表2に掲げるアドバイザーを置く。

（会議等）

第4 推進会議は、委員長が招集し主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者（別表3に掲げる者。）の出席を求めることができる。
- 3 専門的立場から検討を必要とする事項が生じた場合は、推進会議に作業部会を置き検討することができる。
- 4 作業部会の委員は、委員長が指名する。
- 5 推進会議において審議、検討した事項については、大北地域包括医療協議会理事会等に報告するものとする。

（事務局）

第5 事務局は、大町保健福祉事務所総務課に置く。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 2 月 6 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

(別表 1)

大北地域医療推進会議委員名簿 (平成 29 年 9 月 14 日現在 敬称略)

役職名	氏名	所属	役職	備考
委員長	横沢 伸	大北医師会	会長	
副委員長	牛越 徹	北アルプス広域連合 大町市	連合長 市長	
〃	小松 仁	大町保健福祉事務所	所長	
委員	若林 透	大北医師会	副会長	
〃	甕 聖章	池田町	町長	
〃	平林 明人	松川村	村長	
〃	下川 正剛	白馬村	村長	
〃	松本 久志	小谷村	村長	
〃	勝野 富男	北アルプス広域連合議会大町市議会	議長	
〃	上野 法之	北アルプス広域連合	事務局長	
〃	細川 隆	北アルプス広域消防本部	消防長	
〃	井上 善博	市立大町総合病院	院長	
〃	西澤 理	北アルプス医療センターあづみ病院	統括院長	
〃	中井 和男	国保小谷村診療所	所長	
〃	平林 昭光	大北歯科医師会	会長	
〃	林 もと子	大北薬剤師会	会長	
〃	酒井 陽子	長野県看護協会大町支部	支部長	
〃	柳沢 由里	県健康福祉部医療推進課	企画幹兼課長補佐	

(18名)

(別表2)

大北地域医療推進会議アドバイザー

(平成29年9月14日現在 敬称略)

氏名	所属	備考
宮澤 敏文	県議会議員	
諏訪 光昭	県議会議員	
<u>小野 壽太郎</u>	前大北地域医療推進会議委員長	
<u>久保田 俊一</u>	北アルプス地域振興局長	

(別表3)

委員以外に必要な応じて出席を求める者

(平成29年9月14日現在 敬称略)

氏名	所属	備考
宮澤 宗弘	安曇野市長	
藤澤 泰彦	生坂村長	
<u>吉村 一彦</u>	大北医師会常務理事	
<u>平林 秀三</u>	大北医師会常任理事	
<u>中澤 治彦</u>	大北医師会常任理事	
奥村 剛	大町市社会福祉協議会長	
	信州大学医学部関係者	
	信州大学附属病院関係者	